

建築第507号  
平成30年6月21日

公益社団法人 岐阜県建築士会 会長 様

岐阜県 都市建築部 建築指導課長



ブロック塀等に係る安全性の確保について

日頃より県の建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成30年6月18日に大阪府北部を震源として発生した地震において、補強コンクリートブロック造の塀（ブロック塀）が倒壊し、通行者が死亡する事故が発生しました。

ブロック塀等（組積造の塀を含む。）については、建築基準法の規定を順守するとともに、適切な維持管理が重要であることから、添付した啓発資料により、安全性を確保するための県民向けの注意喚起をしているところです。

つきましては、ブロック塀等の設計及び施工に携われる際には、改めて建築基準法の規定を十分に認識されるとともに、県民からの既存のブロック塀等に関する相談があった場合は、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

また、この旨を貴協会の会員にも周知下さいますよう、あわせてお願い申し上げます。

担当所属	岐阜県 都市建築部 建築指導課 建築指導係		
担当係長	稲川	担当	石原
電話	(058) 272-8813 (直通)		
F A X	(058) 278-2782		
電子メール	c11655@pref.gifu.lg.jp		

# お宅のブロック塀は大丈夫ですか？

平成30年6月18日に大阪府北部で発生した地震では、小学生が倒れたブロック塀の下敷きになって亡くなりました。平成28年4月に発生した熊本地震など、過去に発生した地震においてもブロック塀の倒壊により、多数の死傷者が出ています。

正しく施工されていないブロック塀や、老朽化したブロック塀は、地震時に倒壊して、通行人に危害を及ぼすおそれがあるだけでなく、避難・救援活動の妨げになる可能性がありますので、日ごろから所有者の責任による適切な管理が必要です。

## 主なチェックポイント

気になる点が一つでもあれば、建築士などの専門家に相談しましょう。

○塀の高さは、地盤面から2.2メートル以下（ブロック10段程度）ですか？

○塀の長さ3.4メートル（ブロック8個程度）以下ごとに控壁（ひかえかべ）がありますか？（塀の高さが1.2メートル以下の場合は控え壁がなくてもよい。）

○鉄筋が、縦横とも80センチメートル以下の間隔に入っていますか？

○塀が傾いていたり、ひび割れていたりしていませんか？

岐阜県岐阜・西濃建築事務所	0584-73-1111（内線384、387）
中濃建築事務所	0574-25-3111（内線333）
東濃建築事務所	0572-23-1111（内線333）
飛騨建築事務所	0577-33-1111（内線392）
岐阜県都市建築部建築指導課	058-272-1111（内線3792）

# 補強コンクリートブロック塀のイメージ図

